寒河江市告示第28号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、寒 河江市水道事業等の業務に係る公金の収納事務を委託したので、寒河江市水道事 業等の業務に係る公金のコンビニエンスストア収納事務委託に関する規程(平成 25年水道事業管理規程第1号)第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月1日

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
 - (1) 山形県山形市七日町三丁目1番2号 株式会社山形銀行
 - (2) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社
- 2 指定公金事務取扱者に収納事務を委託した歳入の種類
 - (1) 寒河江市水道給水条例(昭和37年市条例第12号)第27条に規定する 水道料金及び開栓手数料
 - (2) 寒河江市下水道条例(昭和57年市条例第40号)第15条に規定する下 水道使用料
 - (3) 寒河江市浄化槽等設置管理条例(平成23年市条例第24号)第15条に

規定する浄化槽等の使用料

- (4) 前3号の規定による水道料金、下水道使用料及び浄化槽等の使用料に係る 督促手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日 令和6年5月1日
- 4 指定公金事務取扱者へ収納事務を委託した日 令和6年5日1日
- 5 指定公金事務取扱者が提携するコンビニエンスストア及びスマートフォン等 の電子機器による決済業務の事業者
 - (1) 株式会社セブン イレブン・ジャパン
 - (2) ミニストップ株式会社
 - (3) 株式会社ローソン
 - (4) 株式会社ファミリーマート
 - (5) 山崎製パン株式会社
 - (6) 株式会社セイコーマート
 - (7) 株式会社ポプラ
 - (8) 株式会社しんきん情報サービス
 - (9) PayPay株式会社
 - (10) ビリングシステム株式会社
 - (11) ウェルネット株式会社
 - (12) 株式会社NTTドコモ
 - (13) KDDI株式会社